

日社福士 2014-553

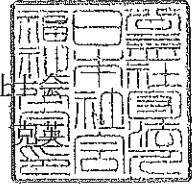
2015年1月29日

最高裁判所事務総局家庭局

第二課長 和波 宏典 様

公益社団法人日本社会福祉

会長 鎌倉



### 後見制度支援信託の社会福祉士への適用に関する要望書

後見制度支援信託は平成24年2月から導入されましたが、現在の運用状況について最高裁判所事務総局家庭局が実施した実情調査の結果が報告されています。その中において現在の運用状況について、「概ね、当初想定された目的と運用に沿って利用されていると考えられる。もちろん、後見制度支援信託の適正かつ円滑な運用は家庭裁判所だけで成し遂げられるものではなく、専門職団体のほか、一般社団法人信託協会や信託銀行等の御協力に支えられているところが大きい。将来にわたって後見制度を安定的に運営していくためにも、後見制度支援信託の活用は不可欠であると思われる」と指摘されています。(和波宏典、松永智史「後見制度支援信託の目的とその運用状況」『実践成年後見』No. 56 2014年12月)。

本会においては、後見制度支援信託の運用に関連していくつかの都道府県社会福祉士会から「後見制度支援信託が社会福祉士にも適用されている」との報告があり、2014年12月に都道府県社会福祉士会に後見制度支援信託の社会福祉士への適用について情報提供を求めたところ、同制度が社会福祉士に適用された事案や、受任に当たり適用を打診された事案のあることが判明しました。

本会は、後見制度支援信託の目的は、「親族後見人による不正行為を未然に防止し、後見制度を利用する方の財産を保護するために家庭裁判所が採り得る選択肢(オプション)として導入」(前掲書)されたものであると理解しています。また、後見制度支援信託の適用については、まず家庭裁判所において、後見制度支援信託の利用を検討させるために専門職を関与させるかどうかを判断することとされており、制度の利用が想定される事案としては「財産管理に専門的な知見を必要とせず、後見事務を任せられる親族がいる場合には、後見制度支援信託を利用する」(前掲書)とされてきたと理解しています。

以上のことから、後見制度支援信託を専門職である社会福祉士に適用することは、最高裁判所事務総局家庭局が示してきた制度の目的や利用が想定される事案にそぐわないものであると考え、下記のとおり要望します。

<要望>

- 1 最高裁判所事務総局家庭局として、後見制度支援信託の専門職への適用状況を調査していただきたい。
- 2 その上で、後見制度支援信託の専門職への適用に関する基本的考え方を改めて示していただきたい。そして、後見制度支援信託を社会福祉士等専門職に適用することは、これまで最高裁判所事務総局家庭局が示してきた制度本来の目的や利用が想定されるケースにそぐわないものであることを示していただきたい。

以上